

藤阪校区コミュニティ協議会 会則

第1条 名称及び所在地

本会は、「藤阪校区コミュニティ協議会」（設立日：平成6年6月25日）と称し、所在地を藤阪公民館（枚方市藤阪元町1丁目16-30）に置く。

第2条 目的

本会は、構成員相互の親睦と校区内における連帯意識の醸成を推進するとともに、地域社会どうしの協力及び福祉の向上を図り、安全・安心で住みよい町づくりに寄与することを目的とする。

第3条 事業

本会は、第2条の目的を達成するため、校区における住民を対象として、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 防犯・防災・交通対策等の諸問題への広域的な取り組みに関すること。
- (2) 構成員相互の情報交換と連携及び広報活動に関すること。
- (3) 地域の生活環境の整備及び改善に関すること。
- (4) 文化・スポーツ・レクリエーション等に関すること。
- (5) その他の地域社会に関すること。

第4条 構成員

本会は、校区内に居住する者をもって組織し、次の委員を選出する。

- (1) 地区住民の自治組織代表及び自治会で選出又は推薦された者。
- (2) 各種団体代表及び各団体で推薦された者。
- (3) 民生委員・児童委員及び各種委員。
- (4) 本会の活動に賛同する者。

第5条 役員

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 会計監査 2名

第6条 役員の選出

役員は、構成員の中から互選により選任する。

第7条 役員の任期

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第8条 役員の職務

- (1) 会長は、本会を統括し、その運営にあたる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は任務を代行する。

- (3) 会計は、会計事務全般を担当する。
- (4) 幹事は、担当する部会を統括し、その運営にあたる。
- (5) 会計監査は、会計を監査し総会においてその結果を報告しなければならない。

第9条 顧問

- 1. この会に顧問を置くことができる。
- 2. 顧問は、藤阪校区内在住の市議会議員及び会長経験者などで、役員会の選出により総会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3. 顧問は、会長の要請に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

第10条 総会

- 1. 総会は、第4条に規定する構成員からなる評議委員で構成し、会長が招集する。
- 2. 総会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決については出席者の3分2以上の賛成を必要とし、次の事項について審議して採決する。
 - (1) 本会の運営に関すること。
 - (2) 事業の実施に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) 会則の制定、改廃に関すること。
 - (5) その他、必要と認める事項。
- 3. 第3条の事業を実施するため、必要に応じて専門部を実施することができる。

第11条 構成員及び、役員と自治組織代表の義務

- 1. 構成員は、総会で決定した事項に従うとともに事業の実施に協力しなければならない。
- 2. 役員と自治組織代表は、会の運営及び事業の実施が円滑に行なわれるように調整を図るとともに、事務を迅速に処理しなくてはならない。

第12条 部会

第2条の目的のもと、第3条の事業を行うため、次の部会を置く。

(1) 自治会部会

自治会部会は各区・自治会で構成する。

(2) 専門部会

専門部会は、次の団体等で構成する。

- ア 校区自主防災会
- イ 校区福祉委員会
- ウ 防犯協議会藤阪支部
- エ 交通対策協議会藤阪支部
- オ 校区青少年育成指導員

(3) 地域部会

地域部会は、次の団体等で構成する。

- ア すみれ会
- イ 藤阪婦人会
- ウ 老人会
- エ 藤阪小学校
- オ 藤阪小学校PTA
- カ 杉中学校
- キ 杉中学校PTA

- ク おやじの会
- ケ 枚方市消防団菅原分団藤阪班
- コ 枚方市赤十字奉仕団藤阪校区分団

第13条 経費

1. 本会にかかる経費は分担金、寄付金、市補助金及びその他の収入をもって充てる。
2. 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第14条 文書管理

本会の活動において作成される次の文書は5年間保存する。なお、当協議会が締結した契約書、覚書等の文書については保存期限を定めない。

- ア 評議委員会資料（起算日は当該委員会の実施日）
- イ 役員会資料（起算日は当該会議の実施日）
- ウ 会計帳簿資料（起算日は事業年度の最終日）

第15条 附則

この会則は、平成 6年 6月25日より施行する。

平成13年 7月21日 改正 同日施行

平成15年 4月15日 改正 同日施行

平成17年 4月23日 改正 同日施行

令和 3年 4月24日 一部改正 同日施行

第2条・第3条の第4, 5項・第6条・第8条の第4, 5項・

第10条の第1, 2, 3項・附則追加

令和 6年 5月19日 一部改正 同日施行

第1条・第2条・第3条の第1, 2, 3, 4項・第9条・

第12条・第14条・第15条